

総 務 部

令和7年（2025年）5月26日調製

# 定例会提出予定案件資料

|   | ページ  |
|---|------|
| 1 職員の勤務時間に関する条例および職員の休日および休暇に関する<br>条例の一部を改正する条例の骨子 ..... | 1～6  |
| 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の骨子 .....                       | 7～11 |

## 1 職員の勤務時間に関する条例および職員の休日および休暇に関する条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 条例改正の理由

職員への仕事と育児の両立支援制度等に係る意向確認の措置等に関する規定を整備するため

### (2) 条例改正の内容

職員の育児休業等に関する条例に基づき妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する仕事と育児の両立支援制度等に係る意向確認の措置等に関する規定を、以下のとおり整備する。

ア 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例に規定する妊娠または出産等についての申出があった場合における措置を講ずるに当たっては、当該申出をした職員に対して、出生時両立支援制度等（仕事と育児との両立に資する制度または措置）その他の事項を知らせるための措置等を講じなければならない。

（勤務時間条例：第7条の2第1項）

（休日休暇条例：第7条の4第1項）

イ 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員に対して、一定の期間内に、育児期両立支援制度等（仕事と育児との両立に資する制度または措置）その他の事項を知らせるための措置を講じなければならない。

（勤務時間条例：第7条の2第2項）

（休日休暇条例：第7条の4第2項）

ウ 任命権者は、意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（勤務時間条例：第7条の2第3項）

（休日休暇条例：第7条の4第3項）

### (3) 条例の施行期日

令和7年10月1日

ただし、附則第2項および第3項の規定は、公布の日

職員の勤務時間に関する条例 新旧対照表【第1条関係】

| 現 行                                      | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>(日直および宿直)<br/>第7条 (略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(日直および宿直)<br/>第7条 (略)</p> <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第7条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年函館市条例第2号)第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求、申告または申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</p> |

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第7条の2 任命権者は、職員が配偶者等（職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する配偶者等をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の3 (略)

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第7条の3 任命権者は、職員が配偶者等（職員の休日および休暇に関する条例第7条の2第1項に規定する配偶者等をいう。）が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の4 (略)

職員の休日および休暇に関する条例 新旧対照表【第2条関係】

| 現 行  | 改 正 案   |
|--|---|
| <p>(介護休暇)</p> <p>第7条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第7条の4第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(介護休暇)</p> <p>第7条の2 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（第7条の5第1項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病または老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2・3 (略)</p>  |
| <p>(介護時間)</p> <p>第7条の3 (略)</p>   | <p>(介護時間)</p> <p>第7条の3 (略)</p>  |
| <p>(新設)</p>  | <p><u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u></p> <p>第7条の4 <u>任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年函館市条例第2号）第22条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告または申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第22条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況または育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> |

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第7条の4 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（以下「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の5 (略)

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度または措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況または育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、または発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号または前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

第7条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措置（以下「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

(勤務環境の整備に関する措置)

第7条の6 (略)

## 2 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の骨子

### (1) 条例改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の部分休業の取得要件を緩和することとし、1年度につき10日相当の範囲内で部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の全部または一部について勤務しないことができることとし、および部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情等に関する規定の整備等をするため

### (2) 条例改正の内容

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充に対応するための規定を、以下のとおり整備する。

ア 部分休業を取得することができる非常勤職員の範囲を拡大する。

(第17条の2)

イ 現行の部分休業(第1号部分休業)について、勤務時間の始めまたは終わりに限り承認可能とする取扱いを廃止する。(第18条)

ウ 新たに措置された部分休業(第2号部分休業)の承認について、残時間数に1時間未満の端数がある場合等を除き、1時間を単位として行うものとする。(第18条の2)

エ 第1号部分休業または第2号部分休業のいずれを取得するかを職員が選択する期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。(第18条の3)

オ 職員が1年につき請求できる第2号部分休業の上限を、次のとおりとする。(第18条の4)

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

カ 職員が部分休業の請求の申出の内容を変更することができる特

別の事情を，配偶者が負傷または疾病により入院したこと等の変更をしなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。（第18条の5）

カ 部分休業の承認の取消事由について，特別の事情により職員が部分休業の申出の内容を変更したときとする。（第20条）

(3) 条例の施行期日

令和7年10月1日

## 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

| 現 行  | 改 正 案  |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条および<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項および第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項ならびに<u>第19条第1項および第2項</u>の規定に基づき、ならびに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（<u>次条第1項において「短時間勤務職員」という。</u>）を除く。）とする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、<u>正規の勤務時間（非常勤職員（短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始めまたは終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 任命権者が定めるところにより育児のための特別休暇（職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第3条第1項に規定する特別休暇をいう。）または介護時間（同項に規定する介護時間をいう。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児のための特別休暇または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条および<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項および第2項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項ならびに<u>第19条第1項から第3項までおよび第5項</u>の規定に基づき、ならびに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第17条の2 法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。<u>次条において同じ。</u>）とする。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第18条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で<u>請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 任命権者が定めるところにより育児のための特別休暇（職員の休日および休暇に関する条例（平成3年函館市条例第4号）第3条第1項に規定する特別休暇をいう。）または介護時間（同項に規定する介護時間をいう。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児のための特別休暇または当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45</p> |

じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する育児のための特別休暇に相当するもの（以下この項において「非常勤職員の育児時間」という。）または前項に規定する介護時間に相当するもの（以下この項において「非常勤職員の介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該非常勤職員の育児時間または当該非常勤職員の介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（新設）

分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が前項に規定する育児のための特別休暇に相当するもの（以下この項において「非常勤職員の育児時間」という。）または前項に規定する介護時間に相当するもの（以下この項において「非常勤職員の介護時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該非常勤職員の育児時間または当該非常勤職員の介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第18条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき。 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき。 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

（新設）

第18条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

（新設）

第18条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

（法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

（新設）

第18条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院した事、配偶者と別居した事その他の同条第2項の規定による申出時に予測することがで

きなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第1項または会計年度任用職員給与等条例第9条第2項もしくは第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額または勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(臨時的任用の職員の部分休業)

第21条 臨時的任用の職員の法第19条第1項に規定する部分休業については、任命権者が別に定める。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第14条または会計年度任用職員給与等条例第7条もしくは第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第20条第1項または会計年度任用職員給与等条例第9条第2項もしくは第19条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額または勤務1時間当たりの報酬額を減額した給与を支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

(臨時的任用の職員の部分休業)

第21条 臨時的任用の職員の部分休業については、任命権者が別に定める。